梓 AZUSA

CPLER Newsletter
2017.4.20 No.23

「梓」… 法曹分野に従事する早稲田大学校友（稲門法曹）と早稲田大学大学院法務研究科修了生・在学生および早稲田大学法学学術院教員を繋ぐ、法学情報・コミュニケーション誌。

〈開催報告〉 2017年2月6日、大阪市にて島田陽一法学学術院教授による実践講座が開催されました。

テーマ『同一労働同一賃金論と働き方改革』

講師 法学学術院 島田陽一 教授

近畿法曹稲門会　代表幹事　大砂（おおすな）　裕幸（ひろゆき）

2017年2月6日(月)、近畿法曹稲門会主催、早稲田大学法務教育研究センター協力により、大阪証券取引所ビル3階の北浜フォーラムにおいて、実践講座が開催されました。

この実践講座は、関西にてご活躍の法律実務家・企業法務関係者向けに、毎回、最新のテーマを厳選して企画しているもので、今回で第4回になります。今回は、早稲田大学副総長で早稲田大学法学学術院の島田陽一教授をお招きし、最近何かと話題の「同一労働同一賃金論と働き方改革」をテーマとしてご講演をいただきました。

ご講演では、まず、安倍政権が取り組んでいる「働き方改革」政策の特徴と課題について、いわゆる電通事件にも触れながら、日本型雇用慣行を見直す大きな転換期にあるとの解説がなされました。そして、その働き方改革の中心的課題である同一労働同一賃金論は、職務給制度に基づく考え方であるが、そもそも日本では職務給制度が採られていない(生活給の思想)こと等の理由から、本来、日本型雇用慣行における賃金制度になじまない性質のものである旨のご指摘がなされました。

その上で、パートタイム労働法や労働契約法などの制定ないし改正経過を踏まえながら、これらの法が求める均等待遇ないしは差別的取扱い禁止などについて解説がなされ、続いて、平成28年12月20日に厚生労働省から公表されました「同一労働同一賃金ガイドライン案」についての解説がなされました。

そして、同一労働同一賃金論に関する裁判例が紹介され、古くは、臨時職員と正社員との賃金格差が問題となった平成8年3月15日の丸子警報器事件(長野地裁上田支部判決)から、最近では、継続雇用制度による嘱託社員と正社員との賃金格差が問題となった平成28年9月7日の長澤運輸事件(東京高裁判決)に至るまで、それぞれの事件における争点や裁判所の判示内容、それに対する島田教授のご見解などが披露されました。特に、最後の長澤運輸事件については、この同一労働同一賃金論については、

その地裁判決が示したように、形式的な解釈に陥りがちであるが、あくまでも諸事情を勘案した上で実質的に解釈すべきであり、その点は高裁判決が的を射た解釈を示したものとの見解を示されていました。

講演終了後には、会場参加者から質問が出されるなどし、さらには、日本の雇用慣行も踏まえられたご説明でとても分かりやすかった等といったご感想もいただき、非常に充実した実践講座となりました。

今回の実践講座には38名という多数の法律実務家や企業法務関係者が参加され、盛況のうちに閉会いたしました。

来年もまた、早稲田大学のご支援のもとで実践講座を開催することで、第一線でご活躍されているご専門の先生の貴重なお話を拝聴できる有意義な機会を設けられればと思っております。

最後になりましたが、島田陽一教授をはじめ、早稲田大学法務教育研究センターご担当者様には、この実践講座開催に当たりまして多大なご協力を賜りましたこと、ここに深く御礼申し上げます。

島田（しまだ）　陽一（よういち）　教授

早稲田大学法学学術院教授
早稲田大学副総長
弁護士（弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニック）

■主な研究テーマ

・パート、派遣、有期雇用労働者等非典型雇用の法政策
・労働者の人格権・雇用終了法制の立法論

小野山静 弁護士 講演会

女性弁護士のワークライフバランス～仕事と私生活の相乗効果～

大学院法務研究科2年　宮本（みやもと）　裕子（ゆうこ）

法科大学院に在学しているということは、もちろん将来は法曹になる事が目標です。しかしそれに加え、女性という立場から法曹として働きつつ出産・育児をし、自分の人生を充実させることもまた、大きな目標の一つです。

このような仕事と私生活の両立という問題を、自分は将来どのようにこなしていくのか、それとも仕事で手一杯になってしまうのか、という不安を小野山静先生の講演会を聴講することで解消することが出来ました。

講演会の中で、「女性ならではの気遣いをすることで、仕事が円滑に進むようになる。そうすると、家庭内の環境も穏やかなものとなる。このように仕事と私生活の相乗効果が生まれ、人生が充実してゆく。」という言葉が印象に残りました。

仕事と私生活というのは、有限である時間を奪い合ういわば敵のようなものであると考えていましたが、両者をうまく調和させることで互に充実させることができるのだと感じました。

法曹を目指す多くの女性が一度は考えるであろう将来の問題ですが、どちらの目標も諦めることなく、両方充実させることができる！という事実を、私も身をもって経験し後輩に伝えていけるようになりたいです。

このような貴重なお話をして頂いた小野山静先生ならびに、機会を設けてくださった法務研究科の皆様に厚くお礼申し上げます。

小野山（おのやま）　静（しずか）　弁護士
2012年3月　大学院法務研究科修了
司法修習第66期、弁護士（旬報法律事務所）

■2016年度 早稲田ロースクール稲門会奨励賞受賞者

早稲田ロースクール稲門会奨励賞は、課外活動や社会貢献活動に積極的な学生の功績を表彰することを目的とし、法務研究科修了生で構成される「早稲田ロースクール稲門会」により制定されました。

本年度も多数の優れた応募者の中から、5名の学生（共に2017年3月 大学院法務研究科修了）が本賞を受賞しました

【氏名・受賞理由】

●五十嵐（いがらし）　将志（まさし）
新しい法的サービスのビジネスモデルを構築し、これを提案した。

●稲村（いなむら）　宥人（ひろと）
震災被災地への法的支援、公益性のある法情報の発信を積極的に行った。

●家久来（かくらい）　美穂里（みほり）
「つなぐ企画」の代表として、新たな企画の開催など主体的に運営を行った。

●竹口（たけぐち）　文博（ふみひろ）
臨床に根差した医学と法学との架橋を試み、医事法関係の研究・発表を行った。

●吉田（よしだ）（六鹿（むつが））　篤美（あつみ）
子どもの貧困という現代的問題に対し、一貫して積極的に取り組んだ。

集り散じて　― 修了式・入学式報告 ―

修　了　式

2017年3月25日(土)、早稲田キャンパス8号館にて大学院法務研究科の2016年度修了式が行われ、131名の修了生が早稲田の杜を巣立っていきました。

修了式後には、法務研究科承認学生研究活動団体Welcome-LawSchool主催のパーティーが、リーガロイヤルホテル東京にて開催され、多くの修了生が参加し、盛会となりました。

修了生からのメッセージ

「法務研究科で過ごして」

2017年3月 大学院法務研究科修了　**牧野（まきの）　則子（のりこ）**

早稲田大学法科大学院は、司法試験に合格するための最短ルートではないかもしれないですが、とてもいい意味で「寄り道」をすることができる環境でした。

当初は家事事件、一般民事事件に興味があり、家事ジェンダークリニックの受講や、法律事務所へのエクスターン等を経験しました。依頼者の方とのコミュニケーションを通じて、法的知識の涵養を実感することができ、一層法曹になりたいという思いを強く感じました。

また、M&A実務に関する授業を受講したことをきっかけに企業法務に興味を寄せるようになり、今は企業法務に携わりたいと考えています。このように自分の可能性を模索し、多彩な選択肢を与えられたのはとても恵まれたことでした。

日々の授業や試験は正直に言って辛いときもありました。しかし、先生方のご指導や友人たちの励ましに支えられ、この2年間を実りのあるものにすることができました。様々な経験を通じて存分に「寄り道」し、家族や、周囲の人々に支えられて過ごした分、将来は皆様に貢献できるような法曹になりたいと考えています。2年間ありがとうございました。

入　学　式

2017年4月2日(日)、早稲田キャンパス8号館にて大学院法務研究科の2017年度入学式が行われました。満開の桜の下、112名の新入生が早稲田の門をくぐりました。

入学式では、甲斐研究科長の式辞や松村教務主任、杉本教務主任の挨拶とともに、来賓の小野山静氏（弁護士・本研究科修了生）から祝辞があり、最後に新入生全員で校歌を斉唱しました。

入学式後には、稲門法曹奨学金に採用された新入生に採用通知が授与されました。

■加算プログラムで３年連続全国トップ評価

昨年12月、文部科学省の「平成29年度法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」の審査結果が発表されました。

早稲田大学大学院法務研究科は、3年連続で全国の法科大学院中トップの評価を受けることができ、最高評価の一つに選ばれた「重層的な国際化対応プログラムの実施」をはじめ、他4つの取組が高い評価を受けました。

これからも、優れた法曹養成のための取組を継続し、皆様のご期待とご支援にお応えできるよう取り組んでまいります。

法科大学院別補助金配分率（都内主要５校）

法科大学院	基礎額算定率	加算率	配分率
早稲田大学	90%	50%	140%
慶應義塾大学	90%	40%	130%
東京大学	90%	35%	125%
一橋大学	90%	35%	125%
中央大学	80%	18%	98%

■ 法務リカレント講座

早稲田大学法務教育研究センターでは、2016年度秋学期、法務リカレント講座（継続教育講座）として、「著作権法に関する最新の動向」（講師／上野達弘・早稲田大学大学院法務研究科教授）を開講しました。受講生の声を紹介します。

2008年3月　大学院法務研究科修了
弁護士（青山綜合法律事務所）　氏家（うじけ）　優太（ゆうた）

私はエンターテインメント（映画、音楽、ゲーム等）・クリエイティブ（デザイン等）・IT関係等の仕事が多く、知財、特に著作権法に触れない日はないため、仕事・自己研鑽のために「著作権法に関する最新の動向」を受講しました。

同講座は、最新の議論・裁判例や時事をふまえた講義＋受講者を交えたディスカッションという形式でした。AI、侵害主体論、応用美術等々、実務上も大変興味深い論点について、少人数ゼミのような話しやすい雰囲気の下、上野教授と実務家による自由闊達な議論が展開され、書籍やネットでは決して得られない、アカデミックと実務のバランスがうまく取れた大変有意義な講座でした。

来年度も開講されるのであれば是非受講したいと思います。

2010年3月　大学院法務研究科修了
弁護士（TMI総合法律事務所）　長島（ながしま）　匡克（まさかつ）

ロースクールの授業で虜となった上野先生の講義が聴講でき、まさに学生時代がrecurrentされました。

上野先生の滑らかな講義、明瞭な解説、詳細なレジュメは健在で、実務家として5年間の業務で身につけた断片的な知識や問題意識が体系的に整理できただけでなく、最新の技術であるAIに関する論点や、日本国内のみならず最近注目の欧州の裁判例までフォローすることができ、極めて有益な講座でした。上野先生、そして同講座の経験豊かな聴講生の方々との議論・懇親を通して、改めて早稲田という素晴らしい母校を持つことを誇りに思い、「時代を切り開き、人と社会と世界に貢献できる『挑戦する法曹』」となるべく、今後も努力を重ねていきたいと思います。

■ 大学院法務研究科　退職教員のご紹介

2016年度に、下記の9名の専任教員が退職されました。

●退　　職

石田　眞	（いしだ　まこと）	教授
江頭　憲治郎	（えがしら　けんじろう）	教授
川上　拓一	（かわかみ　たくいち）	教授
山口　厚	（やまぐち　あつし）	教授

●任期満了

太田　茂	（おおた　しげる）	教授
鴨田　哲郎	（かもた　てつお）	教授
笹本　哲朗	（ささもと　てつろう）	教授
塩野谷　高	（しおのや　たかし）	教授
清水　保彦	（しみず　やすひこ）	教授

◆メールシステム変更についてのお知らせ◆

2016年8月、学生・校友向けのメールシステムをWaseda-netメールから新システム「Wasedaメール」に変更いたしました。

利用にはご自身での初期設定が必要です。

有益な情報を配信していますので、必ず変更作業をしていただきますようお願いいたします。

＜メールシステムの主な変更点＞

- スプール付（容量無制限）メールサービスに
- Webメールやスマートフォンに対応
- 英語、中国語、韓国語、仏語、独語など多言語対応に

初期設定方法は以下のページに掲載されています。

（ITサービスナビ内・初期設定ガイド）

http://www.waseda.jp/navi/services/waseda-mail/renewal_al.html

稲門法曹奨学金へのご寄付についてのお問合せ
早稲田大学大学院法務研究科
Tel：03-5286-1678　Fax：03-5286-1720

2017年4月20日　発行
編集・発行　早稲田大学法務教育研究センター
〒169-8050　東京都新宿区西早稲田1－6－1
Tel：03-3208-9592 ／ Fax：03-5286-1720
Email：law-school-cpler@list.waseda.jp
http://www.waseda.jp/folaw/cpler/